第二十二条第一項第二号を次のように改める。

二　第二十一条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項

第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条中「第八十七条第一項」を「第九十三条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条中「対象債権及び対象消費者の範囲」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められたとき　当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

二　共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をしたとき　当該和解金債権に係る第十一条第二項第一号及び第三号に掲げる事項

第二十条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第一項中「簡易確定手続開始」を「前条の場合において、簡易確定手続開始」に改め、「請求の認諾」の下に「、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解」を加え、「第八十七条第二項」を「第九十三条第二項」に、「一月の不変期間内」を「四月以内」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体の申立てにより、二月以内の期間を定めて、前項の期間（この項の規定により当該期間が伸長された場合にあっては、当該伸長された期間。次項において同じ。）の伸長の決定をすることができる。ただし、当該期間は、通じて八月を超えることができない。

第十五条に次の一項を加える。

3　裁判所は、前項の規定により第一項の期間の伸長の決定をしたときは、前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体及び第十三条に規定する事業者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十二条に規定する」を「共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった」に改め、同条に次の二項を加える。

2　第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、当該義務に係る対象債権について、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。ただし、当該対象債権のうち、当該和解においてその額又は算定方法のいずれかが定められている部分（当該和解において簡易確定手続開始の申立てをしなければならない旨が定められている部分を除く。）については、この限りでない。

3　和解金債権が存することを認める旨の和解によって共通義務確認訴訟が終了した場合において、当該和解において当該和解金債権の全部又は一部について簡易確定手続開始の申立てをしなければならない旨が定められているときは、当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、当該定めに係る和解金債権について簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

第十四条を第十五条とし、第二章第二節第一款第一目中第十三条を第十四条とする。

第十二条中「請求の認諾（第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この款」を「請求の認諾等（請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解をいう。以下この条」に、「第八十七条第二項」を「第九十三条第二項」に、「）の申立て」を「。第十五条において同じ。）の申立て」に、「請求の認諾に」を「請求の認諾等に」に、「事業者」を「事業者等」に改め、同条を第十三条とする。

第二章第二節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

第二章第一節中第十一条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（共通義務確認訴訟における和解）

第十一条　共通義務確認訴訟の当事者は、当該共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認の訴えの被告とされた事業者等に当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解をするときは、当該義務に関し、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　対象債権及び対象消費者の範囲

二　当該義務に係る事実上及び法律上の原因

2　共通義務確認訴訟の当事者は、当該共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟に係る対象債権に係る紛争の解決に関し、当該紛争に係る消費者の当該共通義務確認の訴えの被告とされた事業者等に対する対象債権以外の金銭の支払請求権（以下「和解金債権」という。）が存することを認める旨の和解をするときは、当該和解金債権に関し、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　当該和解の目的となる権利又は法律関係の範囲

二　和解金債権の額又はその算定方法

三　和解金債権を有する消費者（第二十六条第一項第十号において「和解対象消費者」という。）の範囲

3　共通義務確認訴訟における和解において、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体が当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務について共通義務確認の訴えを提起しない旨の定めがされたときは、当該定めは、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体に対してもその効力を有する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費者契約法第十三条第五項の改正規定、同法第十四条第二項第八号の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条第四項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第三十五条の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十一条の改正規定、同法第五十二条第一項の改正規定及び同法第五十三条の改正規定並びに第二条の規定並びに次条第五項から第七項まで並びに附則第三条、第四条及び第七条から第九条までの規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第五条の規定　公布の日

（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費者契約法（以下この条において「新消費者契約法」という。）第四条第三項第三号及び第四号（これらの規定を消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（次項から第四項までの規定において「施行日」という。）以後にされる消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。次項及び第三項において同じ。）の申込み又はその承諾の意思表示について適用する。